

第2部 環境の状況と環境の保全に 関して講じた施策

第1章 豊かな自然との共生と快適な地域 環境の創造

第1部 第1章

第1節 豊かな自然や生物多様性の保全

大分県は、九州本島の北東部に位置し、北と東は周防灘、別府湾、豊後水道の海域に面し、西と南は英彦山、津江山系、くじゅう山群及び祖母傾山系の山岳地帯で囲まれている。地形が複雑で山地や台地が多く、平野は比較的少ない。山地では、広大な高原を山裾に持つくじゅう山群や由布・鶴見岳のほかに、北西に英彦山・犬ヶ岳山系、東南は急峻な山々の連なる祖母・傾山系がその代表である。台地では玖珠地方や耶馬溪地方を中心に、溶岩台地がつくる独特な山容である古い堆積層や溶岩が差別侵食されて生じた奇岩が林立し、優れた景観をつくっている。一方、県南部のリアス式海岸は、中生代、古生代の堆積性の地質からなっており、火山活動による地形造成が広範に見られる本県にとって、特異な地形の代表とされている。

こうした特徴的な地形が気候にも影響し、県内の気候区は、山地型をはじめ準日本海型、内海型、南海型及び内陸型気候区と、県土面積の割には、比較的多くの気候区に分けられている。

また、これらの環境条件は、動植物の分布にも影響を与えている。植生では、県南部海岸にアコウ、ビロウなどの亜熱帯性植物やウバメガシ林、ハマビワ林などの暖地性植生が見られ、内陸部の標高1,000m以上の山地帯では、ブナ林やミズナラ林などの温帯性植生やミヤマキリシマ、コケモモなどが群生する九州山頂帯植生がある。動物では、国指定特別天然記念物のニホンカモシカやオオサンショウウオも生息している。

更に、温泉資源も豊富で、源泉数及び湧出量ともに全国一（平成30年3月31日現在）である。その利用方法も古くからの浴用、飲用のほか、最近では温泉資源を生かした地熱発電、施設園芸など多岐にわたって開発が進められており、全国的な注目を集めている。

このように大分県の自然環境は全般的に優れているが、これは原生的な手つかずの自然が単に豊富に存在することを意味するものではなく、長い

人類の歴史の中で、自然と人間が共存してきた結果として自然状態が良好に保たれてきたことを意味する。広大な草原景観を全国的に誇る久住・飯田高原の自然は、地域の人びとによって慣習的に続けられている火入れ、放牧と採草によって維持されており、里山の雑木林は、薪炭林として伐採が繰り返されていたものが、再生林として自然林状態に還元している姿である。ただ、最近では、過疎化に伴い畑跡地が森林化するなど、自然環境を構成する要素にも変化が見られる。

全国的に危惧されている優れた自然林の消失は、本県でも例外ではない。祖母・傾山系の山肌を覆うブナ・ツガなどの原生林は、伐採等により著しく減少しており、そこに生息する動物の生息域が分断されたり、狭められたりしている。県北の英彦山・犬ヶ岳山系の谷や山腹は伐採と人工林の植林の結果、原生林は稜線近くに帯状に残っているにすぎない。広大な山裾をひろげる久住・飯田の高原も、草原の減少や農道を含む道路網の整備等により、自然環境は変容してきている。また、公共、民間を問わず、都市周辺における各種の開発が、自然環境や生活環境を変化させている。

私たちは、この豊かな自然を利用して、農林水産業をはじめ多くの産業を発展させ、多様な気候や地理的特性のもとで地域色豊かな文化を育むなど、自然の恩恵を受けて生活を営んできた。しかし、経済性や効率性を優先した開発や乱獲等による直接的な自然の減少や、里山の荒廃等に見られるような人が手を加え保持してきた自然の減少、さらに、人為によって移入された外来生物等による生態系のかく乱など、豊かな自然と生物の多様性を危うくする状況が進行している。

第1項 自然公園等の保護・保全

1 自然公園等の現況

本県には、自然環境に恵まれた地域が数多く存在し、国及び県は、これらの地域を自然公園、自然環境保全地域等に指定して保護、管理することにより、自然環境の保全に努めている。これらの地域の概況は、次のとおりである。

(1) 自然公園の現況

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域を自然公園に指定している。自然公園には、我が国の風景を代表する国立公園、これに準ずる国定公園及

び都道府県の風景を代表する都道府県立自然公園がある。

令和2年度末現在の本県の国立公園は、瀬戸内海及び阿蘇くじゅうの2カ所2万1,243ha（県土面積の3.4%、自然公園面積の12.2%）、国定公園は、耶馬日田英彦山、祖母傾及び日豊海岸の3カ所8万9,306ha（同14.1%、同51.2%）、県立自然公園は、国東半島、豊後水道、津江山系、神角寺芹川及び祖母傾の5カ所6万3,840ha（同10.1%、同36.6%）となっており、その総面積は、17万4,389haで北海道、新潟県などについて7番目に多く、県土面積の約28%（全国7位）を占めている。（図2.1-1及び表2.1-2）

図2.1-1 大分県の自然公園等

（令和3年3月31日現在）



表2.1-2 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園指定区域（大分県分）

(令和3年3月31日現在)

①国立公園

(単位：ha)

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
瀬戸内海国立公園	昭和 9. 3.16 25. 5.18 (区域変更) 31. 5. 1 (区域変更) 59. 9.20 (区域変更) 平成25. 2.28 (区域変更)	2,933	本県はこの公園の最西端に位置しており、黒曜石の断崖、褶曲、断層など各種地形地質の構造がみられる姫島、仏教文化遺跡の観賞と瀬戸内海の好展望地としての、両子・文殊地区、ニホンザルの自然動物園高崎山、海蝕崖などの発達やウミネコの営巣地の高島地区からなる。	大分市、豊後高田市、国東市、姫島村
阿蘇くじゅう国立公園 (61.9.10名称変更 「くじゅう」を挿入)	昭和9.12.4 28. 9. 1 (区域変更) 31. 5. 1 (区域変更) 40. 3.25 (区域変更) 56.12.14 (区域変更) 61. 9.10 (区域変更) 平成 7.12.12 (区域変更)	18,310	熊本県の阿蘇火山一帯と、九州本土最高峰のくじゅう山群、広大な久住・飯田の両高原から奥別府までをとりこむ山岳と高原の公園である。 くじゅう山群には、ミヤマキリシマ、コケモモなど数々の高山植物が生育し、南北に展開する雄大な久住・飯田の高原と相まって独特の山岳景観を呈し、随所に湧出する各種の温泉とともに多くの人々に利用されている。 公園内の県道「別府・一の宮線」沿線では、城島高原、由布岳、小田の池、山下池、飯田高原などの美しい自然景観を見ることができる。	別府市、竹田市、由布市、九重町、玖珠町

②国定公園

(単位：ha)

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
耶馬日田英彦山 国定公園	昭和25. 7.29 45. 7. 1 (区域変更) 56. 9. 5 (区域変更)	74,772.50	英彦山を中心に南画風の奇岩秀峰と渓谷美を誇る耶馬溪と、メサ・ビュートの独特な地形を形成する岩扇山、万年山一帯及び温泉、河川美をもって知られる日田、天瀬、松原ダムなどをとりこむわが国最大の溶岩侵食台地である。 有名な青の洞門、羅漢寺もこの公園に含まれている。	中津市、日田市、宇佐市、九重町、玖珠町
祖母傾国定公園	昭和40. 3.25	10,240	宮崎県の大崩山、高千穂峡一帯と、祖母傾山系、三国峠、藤河内溪谷などを含む山岳を中心とした公園である。 モミヤツガ、ブナ、シオジなどの針広混交の原生林として西日本に残された唯一の秘境であり、ニホンカモシカや野生のキリなど、学術上貴重な動植物が数多く見られる。	佐伯市、竹田市、豊後大野市
日豊海岸国定公園	昭和49. 2.15	28,474.2 陸域 4,293.8 海域 24,180.4	佐賀関半島から宮崎県美々津海岸に至る、いわゆる日豊海岸と呼ばれる海岸、海中景観に優れた公園である。この公園は典型的なリアス式海岸で多くの島、半島、岩礁、海蝕崖があり、これに激突する黒潮は豪快で男性的な景観を呈しているとともに、この地域は亜熱帯植物の北限地域として学術上貴重な地域でもある。また、水産資源の宝庫として知られ、絶好の釣場が多く点在している。	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市

豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

③県立自然公園

(単位：ha)

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
国東半島県立自然公園	昭和26. 3.30 54. 6. 5 (区域変更) (特別地域指定) 平成27. 6.26 (計画変更)	19,232.80 陸域 15,132.80 海域 4,100	国宝富貴寺をはじめ真木大堂、熊野磨崖仏や国東塔など六郷満山にまつわる文化材を数多く含むほか、耶馬溪式景観が林立する国東半島内陸部と岩礁、洞窟をもつリアス式海岸の北部海岸、白砂青松の海岸美を誇る南部の海岸よりなる。この公園には古代文化公園、国民休養地をはじめ、各種レクリエーション施設が整備され、また随所で海水浴、キャンプ、魚釣りが楽しめる。	豊後高田市、 杵築市、宇佐市、 国東市
豊後水道県立自然公園	昭和26. 3.30 49. 5.31 (区域変更)	8,271.50	日豊海岸国定公園に接続する長目、四浦、鶴見、入津半島などのリアス式海岸とカルスト地形の八戸台一帯からなる。海岸は小島岩礁が多く、アコウなどの亜熱帯植物が茂り、海水浴、魚釣、遊船などの利用が多い。	佐伯市、臼杵市、 津久見市
神角寺芹川県立自然公園 (36.4.28名称変更 「芹川」を挿入)	昭和26. 3.30 36. 4.28 (区域変更)	10,065.50	重要文化財神角寺を中心に鑑ヶ丘、烏帽子岳の山岳地域、人造湖芹川ダム及び長湯温泉からなる。また、溪仙峡や普光寺の磨崖仏、紅葉で知られる用作公園の他、県民の森も含まれている。	大分市、竹田市、 豊後大野市、 由布市
津江山系県立自然公園	昭和26. 3.30 60. 9.20 (区域変更)	16,246	釈迦岳、御前岳、酒呑童子岳、渡神岳など峻険な山岳を中心とする公園で、ブナ、ミズナラ、シオジなどの原生林と溪谷美を誇り、展望もすぐれている。	日田市
祖母傾県立自然公園	昭和26. 3.30 40. 3.25 (区域変更)	14,123.95	祖母傾国定公園に隣接する山岳、溪谷を中心とした公園で、神原や内山観音、大白谷、九折などを含み、内山観音の文化財、神原溪谷などの景勝地とともに素朴な山村風景がみられる。また公園利用のため、隣接地の祖母傾国定公園の神原地区（竹田市）に自然探勝路、休憩舎、簡易宿舎、園地などが整備されている。	佐伯市、竹田市、 豊後大野市

(2) 自然環境保全地域等の状況

自然公園以外で良好な自然環境を形成し、その保全を図る必要がある区域を自然環境保全地域に指定している。令和2年度末における県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域は、表2.1-3のとおり6地域が指定されて

いる。

これとは別に、防衛省との協定により福万山100ha及び高陣ケ尾35ha（いずれも玖珠町）の2地域について、自然環境の保全を図っている。

表2.1-3 自然環境保全地域指定状況

(令和3年3月31日現在)

(単位：ha)

名称	所在	指定年月日	面積	内特別地区	自然環境の特質
大分県武多都自然環境保全地域	国東市	昭和51.12. 7	3.3	1.8	武多都社の境内林で、常緑広葉樹スダジイ・コジイの天然林は国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県小城山自然環境保全地域	国東市	昭和51.12. 7	3.36	1.62	宝命寺の境内林を中心とする常緑広葉樹スダジイの天然林で、国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県霊山自然環境保全地域	大分市	昭和54. 3.30	2.8	2.8 (野生動植物保護地区2.8)	大分県に特有のオオイタサンショウウオの生息繁殖の場として残された数少ない地域。大分地区では少なくなったコジイの典型林をはじめ、アカガシ、アラカシ等の森林が順調に復元し、すぐれた常緑広葉樹をつくりつつある貴重な地域である。
大分県湯山自然環境保全地域	由布市	昭和54. 3.30	3.9	3.9	標高650m～750mの比較的高地にありながら、林内にはシロダモ、ユズリハなどの常緑広葉樹を含み、高木層の林冠群にはコナラ、イヌシデなど落葉広葉樹の両者で構成された、森の仕組みの特異な常落混交の天然林である。
大分県丸山自然環境保全地域	日田市	昭和59.10. 6	1.7	1.7	九州北東部と中国西南部の内陸丘陵地に特有とされるコジイ＝イシモチ群集の常緑広葉樹がまとまって残された地域性の強い貴重な天然林である。
大分県堂迫自然環境保全地域	日田市	昭和59.10. 6	1.1	1.1	〃
計6か所	—	—	16.16	12.92 (2.8)	

(3) 自然海浜保全地区の状況

瀬戸内海区域（中津市山国川から佐伯市鶴見の間）の自然公園以外の自然海浜で、海水浴、潮干狩りなどの公衆の利用に供されている地域を県自然海浜保全地区条例に基づき、自然海浜保全地区に指定して、自然海浜の保全及び適正な利用を図っている。令和2年度末における指定地区は、表2.1-4のとおり2地区である。

2 自然公園等の保全

(1) 公園計画の見直し

自然公園は、適正な保護及び利用を図るため公園計画を定めることになっている。また、

この公園計画は、自然公園をとりまく社会条件の変化に対応するため、必要に応じて、見直しを行うことができる。

(2) 自然公園の保全管理

自然公園の優れた風致景観を保護するため、自然公園区域内に特別地域、特別保護地区及び海域公園地区が指定されており、当該区域内で行われる一定の行為は、環境大臣又は県知事の許可を受けなければならないことになっている。また、普通地域内の一定の行為は、県知事に届出をしなければならないことになっており、風景の保護のために必要な規制や指導を行っている。

令和2年度中における行為の許可及び届出の状況は、表2.1-5のとおりである。

表2.1-4 自然海浜保全地区指定状況

(令和3年3月31日現在)

地区名	市町村	指定年月日	海岸線延長	利用型
富来浦自然海浜保全地区	国東市	昭和57年8月3日	約1,000m	潮干狩り
中越自然海浜保全地区	佐伯市	昭和57年8月3日	約 500m	海水浴

表2.1-5 令和2年度自然公園許可届出（協議及び届出を含む）件数

公園名	国定公園			県立自然公園						合計
	耶馬日田 英彦山	日豊海岸	祖母傾	国東半島	祖母傾	豊後水道	神角寺 川	津江山系		
	知事			知事						
許可・協議	工作物の新築	33	9	7	11	0	0	0	0	60
	工作物の増築	3	0	1	0	0	0	0	0	4
	工作物の改築	3	0	2	1	0	0	0	0	6
	木竹の伐採	5	3	2	1	0	0	0	0	11
	土石の採取	6	0	0	0	0	0	0	0	6
	広告物等の設置	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土地の形状変更	2	1	0	0	0	0	0	0	3
	指定植物の採取	0	0	2	0	0	0	0	0	2
	水面の埋立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	4	0	0	0	0	0	0	0	4
計	56	13	14	13	0	0	0	0	96	
届出・通知	工作物の新築	1	2	0	0	0	0	0	0	3
	工作物の増築	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	工作物の改築	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土石の採取	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広告物等の設置	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	土地の形状変更	14	0	0	0	0	0	2	3	19
	水面の埋立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	15	2	0	1	0	0	2	3	23
合計	71	15	14	14	0	0	2	3	119	

(3) 自然環境保全地域等の保全管理

自然環境保全地域については、その保全を図るために地域内に特別地区を指定し、更に必要があれば特別地区内に野生動植物保護地区を指定し、当該地区内における工作物の新築、木材の伐採等の行為は、県知事の許可を受けなければならないこととしており、その他の普通地区についても、一定の行為は県知事への届出を要し、必要な規制や指導を加えることによって保全を図っている。また、防衛省との協定により自然環境の保全を図っている地区については、2年毎に協定者相互で保全のための調査を実施し、適正な管理を行うことにしている。

(4) 自然海浜保全地区の保全管理

自然海浜保全地区については、当該地区内において工作物の新築、土石の採取等の行為を行う場合は、事前に県知事に届出を要し、保全及び適正な利用のために必要があれば勧告又は助言を行うことによって保全を図ることにしている。

3 ラムサール条約

ラムサール条約は水鳥の生息地として国際的に重要な湿地や湿地に生息する野生生物の保護を目的として昭和46年（1971年）にイランのラムサールで採択され、日本は昭和55年（1980年）に加盟した。平成11年（1990年）の第7回ラムサール条約締約国会議の際に、生態系の保全などについても条約の目的に含め、対象湿地を拡大した。締約国には登録湿地の保全と「ワイズユース」（賢明な利用）の推進が求められている。今後は、持続可能な自然環境の保全が課題となっている。

くじゅう坊ガツル・タデ原湿原については、平成17年（2005年）11月8日に開催された第9回ラムサール条約締約国会議にて、保全すべき重要な湿地として登録された。中間湿原としては、国内最大級の面積を有している。くじゅう坊ガツルやタデ原では長い間途絶えていた野焼きを地元の人たちが中心となって復活させた。毎年、春の芽吹き前に野焼きを行うことで、現在の美しい湿原景観や多様な生き物たちの生息、生育する環境が守られている。なお、令和2年2月現在の国内登録湿地は52カ所となっている。

第2項 多様な生態系の保全**1 生物多様性の現状把握及び対策****(1) 希少野生動植物の調査及び保護**

環境省は、全国的な規模で絶滅のおそれのある動植物の種を選定し、その生息状況等を解説した資料である「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」を1991年に初めて作成し、以降、自然環境と調和した開発計画の立案や自然保護政策の基礎資料として活用されている。

本県においても、県内の希少な野生生物の生息・生育状況を総合的に調査・整理・検討し公表することにより、絶滅のおそれのある野生生物の保護を図るため、平成12年度に「レッドデータブックおおいだ」を作成し、県内の希少野生生物の現状について普及・啓発を図った。平成22年度にはそのデータの見直しを行い、「レッドデータブックおおいだ2011」として大分県ホームページにおいて公表し、平成24年度に普及版を発行した。また、平成29年度から次期改定に向けて調査を始めたが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時中断した。

平成18年3月に、希少野生動植物の保護に関する条例を制定し、これまで指定希少野生動植物の指定（41種）や保護管理事業計画の決定（5種）を実施している。

また、平成27年度まで実施していた「絶滅危惧種の保護活動」を発展させて、平成28年度から、指定希少野生動植物や「レッドデータブックおおいだ2011」における絶滅危惧Ⅰ類など絶滅の恐れのある種の保全活動をNPO等との協働（補助）により実施し、令和2年度はニホンカモシカ等を保護する3団体に補助した。

(2) 外来生物対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）が平成16年に制定され、各地方公共団体においても同法に基づく外来生物対策が可能となった。

アライグマについては、市町村を中心とした防除体制の整備を図るため、平成29年度及び令和元年度に、県の北西部における市町村の担当国会議を開催し、令和2年度には、アライグマの生息域の拡大に伴い、県内の全市町村を対象として市町村担当国会議を開催した。

また、外来生物のもたらす生態系等への被害やその防除に関する普及啓発を大分県ホームページやポスター、パンフレット等を活用

して実施している。

(3) 自然環境学術調査

本県では、県内の自然環境の現状を把握するために昭和44年の「大分県海中公園候補地学術調査」を皮切りに、表2.1-6のとおり自然環境学術調査を実施してきた。

平成29年度からは、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」に登録された祖母傾国定公園において自然環境学術調査を実施した。(令和元年度調査終了)

(4) 生物多様性おいた県戦略の策定

本県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年3月に策定した「生物多様性おいた県戦略」の5年間の期間が平成27年度末に終了することから、さらなる取組の推進のため、平成28年3月、「第2次生物多様性おいた県戦略(2016-2020)」を策定した。「第2次生物多様性おいた県戦略(2016-2020)」では、「生物多様性国家戦略2012-2020」の5つの基本戦略と、生物多様性に関する世界目標である「愛知目標」をふまえ、生物多様性を「理解する」、「行動する」、「保全する」、「回復する」、「未来につなぐ」という5つの基本方針を掲げ、今後5年間の取組を明らかにした。

基本目標である「豊かな自然と人間とが共生するふるさと“おおいた”の創造」を目指し、国、市町村、NPO、企業及び県民と連携し、取組を進める。県戦略は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国家戦略策定が遅れていることから目標年を令和4年に再設定した。

(5) おおいたの重要な自然共生地域の公表

自然の恵みをもたらす生物の多様性豊かな自然環境が保たれた地域の中で、法的規制がない又は弱い地域を未来に残していくために、「おおいたの重要な自然共生地域」として26地域を令和2年度までに公表している(表2.1-7)。公表地域の生物情報や保全活動などについて14か所に案内板を設置して県民へ周知を図り、生物多様性への理解や、その保全に向けた取組への参加や支援について呼びかけた。

2 野生動植物との共生と保護体制の整備

(1) 鳥獣保護の現状

野生鳥獣は、生物多様性を確保する上で、重要な役割を果たしてきた。近年、一部の野生鳥獣が生息環境の変化により減少する一方、

イノシシ、シカ等増えすぎた野生鳥獣による農林水産物等被害が増加し、その対策が課題となっている。

このような現状から、本県における野生鳥獣の適正な管理に資するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、特定鳥獣保護管理計画や有害鳥獣捕獲許可基準等を盛り込んだ「第12次鳥獣保護事業計画(平成29～令和3年度)」を策定し、野生鳥獣の保護と農林水産業の健全な発展をめざした鳥獣行政を推進している。

(2) 鳥獣保護

ア 鳥獣保護区の指定

鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区及び特別保護地区を指定するとともに、狩猟鳥獣の増加を図るため、休猟区を指定している。鳥獣保護区は、令和2年11月1日現在で、県下で65か所、県土面積の約5.5%にあたる34,860haを指定している。また、鳥獣保護区内で特に重要な鳥獣生息地9か所については特別保護地区に指定している。

イ 狩猟制度及び違法捕獲の取締り

狩猟鳥獣(資料編表 自然2)については、毎年11月15日から翌年2月15日までを狩猟期間(イノシシ・シカについては11月1日から翌年3月15日まで)としており、鳥獣の種類、捕獲数を定めて狩猟を許可している。その他、(一社)大分県猟友会に委託し、違法捕獲や狩猟違反の取締りに当たっている。(狩猟者によるH29年度の主な鳥獣の捕獲数 資料編表 自然3)

ウ 特定鳥獣保護管理計画

シカ・イノシシによる農林業への被害は、中山間地域等での人々の暮らしに深刻な影響を及ぼしていることから、これを防止するため、特定鳥獣保護管理計画を策定し、市町村からの被害状況、捕獲者の捕獲状況把握やシカの生息密度調査などにより個体数の増減を調査している。

これにより、イノシシ・シカについては平成19年度から県内全域で猟期を11月1日から3月15日までに延長し、シカについては1日1人1頭という捕獲数制限を解除するとともに、捕獲報償金制度の拡充と併せ、「県内一斉捕獲」等の計画的な捕獲活動やドロップネット等の大量捕獲装置の導入を進めるなど、捕獲圧の強化を図り、適正な生息数になるよう個体数管理を進めている。(主な鳥獣による農林作物の被害金額の推移 資料編表 自然4)

表2.1-6 自然環境学術調査実施状況

	年 度	調 査 地 区
広域的な調査	昭和44	大分県海中公園候補地学術調査報告書（日豊海岸国立公園候補地資料）
	昭和48	大分県の植生
	昭和49	大分県の自然－現況と保護対策－
	昭和49	自然環境調査報告（地形・地質）国東半島地域
	昭和50	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（国東半島地域の植物）
	昭和50	祖母傾地域の自然環境保全調査報告
	昭和51	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（阿蘇くじゅう国立公園地域）
	昭和52	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（玖珠地区）
	昭和53	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（県南地区）
	昭和54	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（県北地区）
	昭和55	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（日田地区）
	昭和56	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（豊肥地区）
	昭和57、58	耶馬日田英彦山国立公園学術調査
	昭和59	祖母傾国立公園学術調査
	昭和60	日豊海岸国立公園学術調査
	昭和63	阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域学術調査
	平成19、20	国東半島県立自然公園自然環境学術調査
	平成23	奥山地域植生調査（祖母傾国立公園）
	平成24	奥山地域植生調査（国東半島県立自然公園及び耶馬日田英彦山国立公園）
	平成25	奥山地域植生調査（耶馬日田英彦山国立公園及び津江山系県立自然公園）
	平成26	奥山地域植生調査（耶馬日田英彦山国立公園及び日豊海岸国立公園）
平成27	奥山地域植生調査（耶馬日田英彦山国立公園及び日豊海岸国立公園）	
平成28	奥山地域植生調査（耶馬日田英彦山国立公園及び日豊海岸国立公園）	
令和元年	祖母傾国立公園学術調査	
限定した地域の調査	昭和48	西の小池とその周辺の植生（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成3	小田の池自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成4	猪の瀬戸湿原自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成5	蒲江町深島・屋形島・名護屋地域自然環境学術調査（日豊海岸国立公園）
	平成6	深耶馬地域自然環境学術調査（耶馬日田英彦山国立公園）
	平成7	夷耶馬・鷲巣岳地域自然環境学術調査（瀬戸内海国立公園、国東半島県立自然公園）
	平成8	酒呑童子山地域自然環境学術調査（津江山系県立自然公園）
	平成10	くじゅう黒岳地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成11	藤河内溪谷周辺地域自然環境学術調査（祖母傾国立公園）
	平成12	犬ヶ岳津民川地域自然環境学術調査（耶馬日田英彦山国立公園）
平成13	くじゅうタデ原地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）	
平成14	佐賀関町高島及び関崎周辺地域（瀬戸内海国立公園及び日豊海岸国立公園）	
平成15	鶴見半島及び大島地域（日豊海岸国立公園・豊後水道県立自然公園）	
平成18	坊ガツル地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）	

表2.1-7 おおいたの重要な自然共生地域一覧表

地域分類	公 表 地 域 等
山地・森林	柞原八幡宮の社叢（大分市）、ラクテンチの森（別府市）、前津江町の権現岳林木遺伝資源保存林（日田市）、佐伯市城山の自然林（佐伯市）、四浦地区（津久見市）、神原溪谷（竹田市）、真玉八幡神社の森（豊後高田市）、武蔵町小城山のスタジイ林（国東市）、鳴子川溪谷（九酔溪）（九重町）、寺床から熊の墓の溪谷林（九重町）、鹿伏岳のブナ・ミズナラ林を含む山林（九重町）
草地・湿原	天間高原（別府市）、湯沢（九重町）
里地・里山	野依新池と中津宇佐のため池群（中津市）、田染荘小崎（豊後高田市）、三重町又井地区（豊後大野市）、三重町菅尾石仏周辺（千歳町ひょうたん公園、豊後大野市）、由布市庄内町平石地区（由布市）
河川・湖沼	乙津川（大分市）
海岸・干潟	生物多様性に富む中津干潟と塩性湿地（中津市）、白杵川河口干潟（白杵市）下ノ江海岸（大間）（白杵市）、カプトガニが生息する八坂川下流干潟と守江湾（杵築市）、生物多様性に富む宇佐地域の干潟と塩性湿地（宇佐市）、姫島周辺沿岸（姫島村）、小深江漁港周辺（日出町）

エ 予防対策等

平成20年度から県では鳥獣害対策アドバイザーの養成に取り組んでおり、市町村、県、農業共済組合、農協職員また猟友会会員等で、集落や農家に対して的確に鳥獣害対策を助言できるよう、県の鳥獣害対策研修会を受講した者を認定している。

また、平成21年度から鳥獣害対策専門指導員2名を県庁に配置し、市町村や集落等に対し効果的な予防対策等の指導を行っている。

さらに、平成23年8月に行政・関係団体等を構成員とする鳥獣被害対策本部（本部長：副知事）を県庁内に、現地対策本部を各県振興局単位に設置し、総合的な鳥獣被害対策を実施している。

このなかで、平成27年度から被害の大きい集落を予防強化集落として指定し、計画的・集中的な防護柵と併設する箱わなで、里に生息し農作物を荒らすイノシシの捕獲を推進している。

3 野生動植物の生育・生育環境の保全

(1) キジの放鳥

県内ではキジが減少していることから、鳥獣保護区や休猟区のキジ生息適地に令和2年度は200羽のキジを放鳥し、鳥獣保護と狩猟の調和を図っている。

(2) 野鳥の生息調査

野鳥の生息実態を把握するため、毎年1月第二日曜日を中心に、全国一斉に行われるガン・カモ科鳥類生息調査や、11月15日にキジ・ヤマドリ出合い調査等を行っている。

(3) 鳥獣保護思想の普及

鳥獣保護の理解と協力を得るため、愛鳥週間に向け、愛鳥週間用ポスター原画展を実施し、愛鳥思想の普及に努めている。

(4) 傷病鳥獣対策

公益社団法人大分県獣医師会等の協力を得て、県内に鳥獣110番救護所を26箇所設置し、傷病鳥獣の治療と野生復帰に向けた取り組みを行っている。

第3項 森林の保全

1 森林保全の現状と課題

木材生産のほか、水を蓄える緑のダムとしての働き、土砂の流出・崩壊を防止する防災の働き、生活環境の形成・保全などの多面的機能を有しており、県民が安全で安心して生活していく上で重要な役割を果たしている。

また、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止にも大きく寄与している。

これらの森林の持つ機能を効果的に発揮させるためには、適正に管理された活力ある森林を健全に維持、増進することが必要である。

しかしながら、山林所有者や林業従事者の高齢化、後継者不足等により、森林の手入れ不足が懸念され、機能低下による災害の発生などが危惧されている。このため、既存制度を有効に活用し、様々な対策を講じた。

2 造林事業

森林所有者や森林組合等の林業事業者が行う植栽、下刈、間伐等の森林整備事業に対して助成することにより、森林の持つ多面的機能の維持増進を図っている。

特に、スギ、ヒノキ等の人工林の健全な育成に必要な間伐事業に対して重点的に助成を行っている。令和2年度は1,935haの間伐事業を含め、7,628haの森林整備事業に対して助成を行った。

3 保安林の整備

重要な公益的機能を持つ森林を保安林に指定し、その機能を維持・増進するために伐採や開発を制限している。また、「公益上の理由」若しくは「指定理由の消滅」に限って、指定の解除を行っている。令和2年度は新たに、727.6haを保安林に指定したほか、主に公益上の理由で3.7haの解除を行った。この結果、令和2年度末現在の保安林面積は121,418haとなっている。

一方、機能が低下したり、自然災害等により荒廃した保安林については、治山事業を実施し、森林の保全を図った。

4 林地開発許可

保安林以外の森林については、林地開発許可制度により、災害の防止と適切な森林利用を確保するため、1haを超える森林の開発について知事の許可制としている。令和2年度は、新規9件70.6haの許可を行った。

5 県民の森

県民の森が有する豊かな自然や多様な森林を生かし、広く県民に憩いや安らぎ、保健休養の場を提供するとともに、野生動植物とのふれあいを通じ、森林自然環境教育や青少年の野外体験活動等を推進している。

平成18年度から指定管理者制度を導入し、施設サービスの向上や自然観察会等のイベントの充実を図り、その活用を推進している。

6 森林環境税の活用

県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するため、平成18年度に県民税の特例として「森林環境税」を導入し（特例期間5年間）、その財源を活用して、3期15年間各種取り組みを実施してきた。

令和3年度からは、第4期目として、「大分の豊かな森林と木のある暮らしを次世代へ」をテーマに次の3つの施策を柱に各種事業を実施している。

- I 県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり
 - ①災害に強い森林づくり
 - ②シカ被害対策の推進
 - ③森・川・海をつなぐ環境の整備
- II 森林資源の循環利用による地域活性化
 - ①健全な人工林資源の循環と低コスト化の推進
 - ②森林資源の利活用推進
- III 森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組
 - ①里山林の保全活動の推進
 - ②森林ボランティア活動の推進
 - ③森林林業教育・森林ESDの促進
 - ④森林づくりへの理解を広げる取組

第4項 水辺の保全

1 河川環境の保全

近年、河川流域内の都市化の進展に伴い、河川環境についても著しく変化し、地域住民の水辺環境の保全に対する関心が高まるとともに、地域の実情に応じた河川整備が望まれている。このため、洪水被害の防止・軽減を行う河川改修など河川の整備にあたっては、周辺の自然環境や生態系に配慮した多自然川づくりに取り組むなど河川環境の保全に努めている。

2 砂防事業の環境保全

砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守るとともに、荒廃した山地を緑に復元して環境回復・保全を図ることにより安全で住みよい地域づくりを目指している。このため事業実施にあたっては、自然環境や生態系の保全に配慮しつつ、土砂災害の防止に努めている。

3 海岸環境の保全

海岸整備は、津波や高潮から人命等を守るほか、近年の海岸環境への意識や、海洋レクリエーションへの需要の高まりを背景に、環境・利用の視点に立った整備が求められている。

このため、地域と連携を図りながら、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を実施している。

第5項 自然とのふれあいの推進と適正な利用

1 自然公園指導員

近年、自然とのふれあいを求め、自然公園を利用する人が増加する中で、優れた自然環境の適正な保全を図っていくためには、法令による規制のほか、県民一人ひとりの自然に対する正しい理解と深い関心を養うことが重要である。そのため、本県では、県内の自然公園に環境省及び県の委嘱による117名（令和3年4月1日現在）の自然公園指導員を配置し、利用者に対して自然公園の適正な利用や事故の予防等を指導している。

2 普及啓発活動の推進

自然保護について普及啓発を図るため、自然公園と自然環境保全地域、おおいたの重要な自然共生地域の区域等を示した案内板を設置している。

3 ジオパーク活動の推進

ジオパークとは、地形や地層などの地質遺産を地域資源として保全しながら、観光・ツーリズムの振興や教育学習活動等に活かしていく取組を行う地域である。県内では、姫島村と豊後大野市の2地域が平成25年9月から日本ジオパークに認定されている。県は情報発信を行うと

もに、両地域の受入体制の充実等、持続可能なジオパーク活動とするための取組を行っている。

令和2年度は、親子向け体験ワークショップイベント「体感！GEO（ジオ）パーク」を大分駅前で開催し、731人が参加するとともに、おおいのジオパークフォトコンテスト2020を実施し、県内外から301枚の応募がある等、ジオパークの魅力を広く情報発信できた。

4 ユネスコエコパークの取組推進

ユネスコエコパークとは、「生物圏保存地域」の国内通称で、ユネスコが行う「人間と生物圏(MAB)計画」において、自然と人との共生における世界的モデル地域として位置づけられている。「生態系の保全と持続可能な利活用の調和の推進」を目的とし、保護・保全だけでなく、地域の豊かな自然や、そこから生まれた文化を生かして経済や地域の発展を目指すことを自然

保護とともに重視している。

大分県及び宮崎県にまたがる原生的な自然と景観美、希少動植物の宝庫として知られる祖母・傾・大崩山系は、平成29年6月に「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」として登録された。

大分県、宮崎県、関係6市町（佐伯市、竹田市、豊後大野市、延岡市、高千穂町、日之影町）及び関係者で構成する祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会を中心に、3つの基本方針（「貴重な生態系の持続的な保全」、「学術的研究や調査・研修への支援」、「自然と共生した持続可能な発展」）に基づいた取組を着実に進めている。

令和2年度は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの見どころスポットをまとめたマップ付きパンフレットの作成や関係6市町の子どもたちを対象としたアウトドア体験など次世代育成事業等を実施した。

第2節 快適な地域環境の保全と創造

第1項 ゆとりある生活空間の保全と創造

1 都市環境の整備

近年の都市を取り巻く社会情勢の変化や、住民の生活環境に対する関心の高まりなどを背景に、安全・安心なまちづくりをはじめ、バリアフリーやユニバーサルデザインといった誰もが住みやすい居住環境の創造、魅力ある快適な都市空間の創出が求められている。このため、本県では、安全、快適で機能的な都市空間の創造を目的として、次のような事業を実施している。

(1) 街路事業

自動車、自転車、歩行者の安全で円滑な交通の確保だけでなく、無電柱化や幅の広い歩道の整備、あるいは植樹帯の緑化など良好な都市環境の創出を目的として整備を進めている。

(2) 市街地開発事業

市街地開発事業は、一定の地域について、総合的な計画に基づく宅地又は建築物の整備を公共施設等の整備と併せて行う面的な開発事業である。土地区画整理事業は、その市街地開発事業の代表的事業であり、本県の土地区画整理事業の施行地区は、令和2年度末で60地区（面積2,971.7ha）、施行済58地区（面

積2,888.9ha）、施行中2地区（面積82.8ha）である。土地の区画形質の整形と公共施設の整備を一体的に行うことにより良好な宅地を造成し、健全な市街地として全体の土地利用の増進を図っている。

(3) 共生のまち整備事業

高齢者や障がい者などを含むすべての県民が、自立していきいきと生活し、あらゆる分野の活動に参加することができるように、県が管理する既存の公共施設のバリアフリー化を進めている。具体的には、①視覚障がい者誘導標示の設置や段差解消など歩道等の改良、②建物、公園等での多機能トイレ・スロープ設置などの改修、③交通環境（視覚障害者用音響信号機等）の整備を進めている。

2 都市公園等の整備計画

(1) 都市公園等の現況

都市公園は、良好な景観、風致を備えた都市環境を形成し、コミュニティ意識の高揚や安らぎのある環境の創造に寄与するものであり、地域住民が健康で快適な文化の香り高い生活を享受できるよう、ゆとりと潤いのある緑豊かな生活環境を形成するための施設である。

本県の都市公園の現況は、表2.1-8のとおりである。